

2025（令和7）年1月8日

出入国在留管理庁  
長官 丸山 秀治 殿

東京弁護士会  
会長 上田 智司

### 被仮放免者の行動制限についての申入れ

当会は、被仮放免者の行動制限（一時旅行許可及び行動範囲拡大の許可のいずれも含む。）に関する運用の変更について、貴庁に対して、下記のとおり申し入れます。

#### 記

##### 第1 申入れの趣旨

- 1 2024年4月から変更された被仮放免者の行動制限に関する運用を改めること
  - 2 被監理者について、被仮放免者と同様の配慮をすること
  - 3 被仮放免者の行動制限について、逃亡や不出頭を防止するという目的を達成するために必要な範囲内での合理的な制度となるよう、併せて見直すこと
  - 4 貴庁及び当会との間で、入管法の実務運用について、定期的な意見交換を実施すること
- を申し入れます。

##### 第2 申入れの理由

###### 1 運用変更の内容

2024年4月以降、東京出入国在留管理局において、被仮放免者に対する一時旅行許可について、不当に制限的な運用がなされるようになりました。

具体的には、被仮放免者が、都県境をまたいで法律事務所等を訪ねるために一時旅行許可申請を行うと、法律事務所の住所・地図の提示や、予約票の交付などを求められ、これに応じないと不許可とされたり、病院等の医療機関や親族宅を訪ねるための一時旅行許可について、週何回に限るなどの制限を付されたりする事例が散見されます。従来であれば、原則として、仮放免期間と同期間の一時旅行許可が付与されていたところ、今般の運用変更は、後述のように被仮放免者の権利を不当に侵害すると同時に、

弁護士の業務に対する妨害ともなるものです。

(1) 法律事務所への訪問に関する制限の問題点

今般の運用変更以降、被仮放免者が都県外の弁護士との間で面談を行うためには、予め入管当局に対して弁護士との面談予約の有無や日程等を伝え、入管当局からの許可を得なければならなくなりました。これは、被仮放免者の弁護士に依頼する権利、ひいては裁判を受ける権利を実質的に侵害するものです。裁判を受ける権利は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第14条第1項や憲法第32条により保障されている基本的人権であり、国籍や在留資格の有無を問わず、万人に認められています。非正規滞在者のチャーター機送還に関する東京高裁判決（2021年9月22日）においても、裁判を受ける権利を実質的に解した上で、憲法第32条違反が認定されています。法律事務所への訪問を制約し、被仮放免者の弁護士への適時かつ自由なアクセスを妨げる今般の運用変更は、被仮放免者の裁判を受ける権利の行使を実質的に困難にするものであり、当会はこれを到底看過することはできません。

さらに、法律事務所を訪問する被仮放免者の多くが、入管訴訟や入管手続に関する相談や打合せを行うことを目的としている中で、相手方である入管当局に対して打合せ日程等を開示することは、弁護士の守秘義務（弁護士法第23条、弁護士職務基本規程第23条）の観点からも大いに問題があります。

(2) 医療機関等への訪問に関する制限の問題点

また、2024年4月以降、一時旅行許可申請にあたり、法律事務所だけでなく、病院等の医療機関の受診についても、曜日を制限して申請することが求められたという事例が報告されています。人の生命や健康の維持に必要な不可欠な医療機関にアクセスする権利は、基本的人権としてすべての人に平等に保障されているところ（憲法第13条、第14条、第25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第12条）、今般の運用変更は突然の病状悪化による緊急の受診等を困難又は事実上不可能にするものであり、被仮放免者の医療機関にアクセスする権利を明らかに侵害しています。

(3) 親族訪問に対する制限の問題点

さらに、今般の運用変更では、親族訪問についても制限が加えられるようになりました。これは、私生活や家族に対して恣意的に干渉されない権利（自由権規約第17条第1項）の不当な侵害にあたる上、親族訪問の回数を制限することと被収容者の逃亡防止という目的との間には関連性も認めがたく、到底許されるものではありません。

(4) 難民条約上の問題点

とりわけ、被仮放免者の中には難民申請者も多数含まれているところ、

難民の地位に関する条約第31条第2項は、難民について、その入国や滞在が不法であっても、移動に対して必要な制限以外の制限を課してはならないと定めています。難民認定処分が裁量行為ではなく、ただ難民であるという事実を確認して認定する行為に過ぎないことを踏まえれば、上記のような不必要な制限は同条約に反することが明らかです。

## 2 一時旅行許可制度の問題点

そもそも、一時旅行許可制度の目的は、被仮放免者の逃亡を防止し、被仮放免者のおおよその所在を把握することにより、その確実な出頭を確保するという点にあるものと考えられます。しかし、上記目的は、事前届出として運用すれば十分に達成可能です。都道府県外への移動を一般的に禁止した上で、例外的に禁止を解除するという許可制度は、被仮放免者らの移動の自由（憲法第22条第1項、自由権規約第12条）を不当に制限し、そもそも憲法違反である疑いが強いものと言えます。これが事実上続けられてきたのは、これまで届出に近い制度として運用されてきたため、権利侵害が表面化することが少なかったからに過ぎません。

## 3 結論

以上の理由から、当会は、貴庁に対し、被仮放免者の行動制限に関する今般の運用変更について強く抗議し、見直しを求めるとともに、被監理者に対しても同様の配慮を行うよう申し入れます。また同時に、そもそも都道府県外への移動を一般的に禁止するという制度自体が、被仮放免者の移動の自由を不必要かつ不合理に制限するものであることを踏まえ、同制度そのものについても、逃亡や不出頭を防止するという目的を達成するために必要な範囲内での合理的な制度となるよう、併せて見直しことを求めます。

今般の運用変更による人権侵害の危険は、貴庁において、被仮放免者や被監理者などの非正規滞在者が日常生活で直面する具体的な困難に関する実情の把握が不十分であることが一因と考えられます。そこで、非正規滞行者の実情について、正確な状況を共有することにより、国際条約や憲法に則った入管法の実務運用を実現すべく、貴庁及び当会との間で、入管法の実務運用に関する定期的な意見交換の場を設けることを求めます。

以上